

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	馬 兪貞 (ま ゆじょん)
○学位の種類	博士 (国際関係学)
○授与番号	甲 第942号
○授与年月日	2014年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	韓国の地域社会における結婚移住女性の社会適応と支援政策 —全羅南道の都市と農村における現状分析を中心にして—
○審査委員	(主査) 竹内 隆夫 (立命館大学国際関係学部教授) 山下 範久 (立命館大学国際関係学部教授) 山根 真理 (愛知教育大学教育学部教授)

### <論文の内容の要旨>

馬兪貞氏の課程博士学位申請論文「韓国の地域社会における結婚移住女性の社会適応と支援政策—全羅南道の都市と農村における現状分析を中心にして—」は、アジア社会で1980年代から急増する女性の国際移住、とりわけ東アジアの国や地域で特異的に急増する女性の国際結婚による移住に着目し、韓国のケースに焦点をあてて分析するものである。分析の中身は、韓国において国際結婚が急増した理由、結婚移住女性の抱える様々な問題、それと裏腹の関係にある韓国社会の結婚移住女性観、それらから生じる問題解決のために実施された法的支援の内容と限界を指摘したうえで、地域社会の実証的な調査結果をもとにして具体的な問題点の把握と解決のための提言を行っている。

馬氏によれば、2000年以降の韓国における国際結婚の急増は、外国人女性の結婚移住が中心となっているが、当初は彼女達の存在についての研究の重要性が認識されず、離婚増などが社会問題化するようになって初めて、彼女達の韓国社会への適応や支援が検討されるようになった。韓国政府は、2008年になって結婚移住した女性たちの形成する家族を「多文化家族」として法律に基づく支援政策を実施している。しかし、この支援政策は中央からの一律な内容を各地域で実施するものとなっていて、地域の差異に基づく内容とはなっていないため、政策の受益者を考慮したものとはなっていない。さらに、受益者の視点からの支援政策を分析する研究も、十分には行われていなかった。そのため、支援政策は、地域(都市・農村)差により、どのような受益者のニーズがあるのかを把握して、それにより支援内容を地域差を生かした内容にするという工夫がなされにくいものになっている。この現実を踏まえて、馬氏は、他の地域よりも遅れて始まったが農林漁業従事者との国際

結婚の比率が現在韓国内でもっとも高い全羅南道の光州（都市）と羅州（農村）に地域を設定し、結婚移住女性のもつ特性が、居住地域によりいかに異なるかを、調査票による調査や参与観察、支援側へのインタビューを行って実証的に把握・分析する。さらに、政策的に実施される支援サービスの内容を、支援する側と支援される側との双方から比較分析している。これらの分析により、現行の支援政策が功を奏していない理由として、居住地による受け手の側の生活環境や移住女性の特性が異なること、支援情報の獲得機会に差があること、一律的な支援執行体制とその実施の問題点を見出して、今後の改善策につながる提言策を見出した。

これを受けて、馬氏は、受益者への支援改善策については、地域の政策執行への任意決定権の拡大と資金についても地域の権限の自律性の拡大、結婚移住女性のデータベースの構築を提言し、韓国人に対しても、多文化理解教育の拡大・義務化を提唱する。

これらの改善策の提言の意図するところは、地域社会に居住する結婚移住女性が、韓国社会に適応したうえ、さらに地域社会の一員として主体的に活動することを目指すものである。

本論文の構成および各章の概要は、以下の通りである。

#### <構成>

##### 序章：研究の視点

###### 第1節 問題の所在

###### 第2節 先行研究の検討と論文の課題

###### 第3節 分析視点と研究方法

###### 第4節 論文の構成

##### 第1章：韓国における結婚移住女性の現状

###### 第1節 韓国における国際結婚の背景

###### 第2節 地域社会住民の結婚移住女性観

##### 第2章：結婚移住女性に対する支援政策

###### 第1節 中央政府の支援体制と地域社会における支援の仕組み

###### 第2節 多文化家族支援センターの運営実情

###### 第3節 サービス施行における支援プロセスの問題

##### 第3章：都市と農村間の地域的差異—光州広域市と羅州を事例にして

###### 第1節 調査対象地の概要

###### 第2節 光州広域市と羅州における結婚移住女性の特色および支援政策

##### 第4章：結婚移住女性に対する多文化支援サービスの地域的差異

###### 第1節 調査の概要

###### 第2節 結婚移住女性の社会人口学的特性

###### 第3節 結婚過程および社会関係の関連性

#### 第4節 現行支援サービスの限界

#### 第5節 結婚移住女性の地域差とニーズにおける現行支援サービスの改善点

終章：まとめと展望

参考文献

付属資料1：質問調査票

付属資料2：単純集計一覧

#### <各章の概要>

序章では、本研究の問題意識、研究の課題、研究方法が提示される。

問題意識として、東アジア諸国・地域における1980年代以降の国際結婚移住女性の急増の背景に、農村男性と都市低所得男性の結婚難の共通性を指摘し、2000年以降の韓国における国際結婚の急増もそれらと共通することを指摘する。しかし、急増の結果として生じた偏見や相互理解不足、家庭内暴力による離婚の急増という社会問題を解決するため、政府は法的支援に乗り出したが、政策と地域に居住する受益者の特性が検討されずに一律に支援が実施されるため、対応に適切性を欠いている。その欠陥を補うには、社会調査をもとに地域ごとの結婚移住女性の実態を明らかにし、支援政策の改善方向を明らかにすることが必要であり、それが研究の課題になっている。研究方法は、文献による支援政策の現況の把握と地域の特性の把握、支援状況の把握を行うのと並行して、調査票によるものや参与観察によって結婚移住女性の実態把握、および支援機関へのインタビュー調査により、実態の把握を着実に進めていくことが示される。

第1章では、まず韓国における国際結婚の増加の背景が説明される。すなわち、産業化による経済の高度成長と都市化の急速な進展により、農村の衰退と伝統的な家族制度から来る後継ぎとしての長男の結婚難が急増しているにもかかわらず、家父長制や男児選好思想が残存するため、韓国女性が農村男性を結婚相手として忌避するという傾向が顕著になった。農村にすむ女性も、農外の仕事を求めて都市に移住する傾向も強い。都市においても、低所得男性を結婚対象者から忌避する傾向が、同時に顕在化した。

この解決策の一つが朝鮮族を含む中国女性との国際結婚である。1990年代初頭から始まったが、結婚が斡旋業者によるため、地方自治体からの補助金があっても仲介業者任せのやり方がとられたため、正確な情報を伝えなかったり、虚偽情報を伝えたりと、違法行為が顕在化した。その結果、中国女性との国際結婚が忌避されるようになり、そこで2000年代には地方自治体が国際結婚業者を媒介にして東南アジアの途上国、とくにベトナム女性との国際結婚の事業化が始まった。しかし、韓国社会の国際結婚移住女性を受け入れる際の意識は、地域や制度においても、社会的な偏見を捨象できておらず、彼女達自身や彼女達の形成した多文化家族に対する制度や意識面での受け入れが不十分なままで推移していることが指摘されている。しかし、相対的に多数の結婚移住女性が居住する都市部ではまだ彼女達や多文化家族を受け入れるための様々な努力がなされるようになってきたが、

農村部の多文化受容能力の低さが韓国家族側の自覚の不足や支援対象が移住女性でしかないために、依然として残存していることを明らかにしている。そのため、結婚移住女性の韓国社会への適応や地域住民との共生の検証の重要性を指摘する。

第2章では、結婚移住女性に対する中央政府の支援体制について検証される。支援政策が開始されたのは、国際結婚を装った人身売買という国際的な非難から始まるという皮肉な契機からだが、2008年に「多文化家族支援法」が制定されたことによる。この法律に基づく支援の仕組みは、中央政府の「多文化家族支援法」、いくつもの関連部署の「多文化家族支援政策」、地方自治体の「多文化家族支援条例」という構成をとる。法律は一つでも、業務の調整をする機関が不明確なため、中央部署間で重複する事業展開がなされることになり、支援効率の低下や予算の浪費をもたらすことが指摘されている。地方自治体においても、市・郡・自治区といった基礎自治体と、ソウル特別市・道・広域市・等の広域自治体間でも行政区画が重複するため、予算や権限の競争や支援対象の重複をもたらすことになる。しかも、条例の内容が地域の多文化家族の特性を考慮せずに政府と軌を一にした内容で構成されている。したがって、多文化家族政策は、地域社会においても実質的・効率的に施行されるのが困難である。政策の実施は、地域の多文化家族支援センターにすべて委託される。多文化支援センターでの支援内容は、多文化家族が社会への早期適応、自立への支援を図ることである。そのため、教育事業、相談事業、文化事業、広報および情報提供という四つのサービスの内容がある。支援サービスの内容は、全国共通ではあるが、予算は地域によって異なっている。一定数の職員の雇用ができる補助金はあるが、それ以上はセンターの自己負担となる。予算が少ないセンターでは、職員の過重な業務負担になるし、支援サービスも一律に適用できない場合も存在するが、弾力的な運用に欠いている。支援のプログラムは、結婚移住女性が対象であるが、韓国人の夫やその両親は対象になることは僅少である。また、上記四つのサービスの内容にも業務の重複がみられる。さらに、支援の推進体系も、移住女性や家族のニーズに適合したものにはなっていないことを検証している。

公的な支援体制以外にも民間の支援団体が多数存在するが、その業務内容や補助金受給の仕組みは多文化家族支援センターと同様のため、民間支援団体と多文化家族支援センターとがネットワークを構築しにくい構図となっていたが、地方自治体が双方を統括するようになってきている。しかし、登録による支援ではないため、結婚移住者は、双方からの重複支援を受けることも可能となる。ただし、それは支援センターに通える者に限定されるという問題を残している。2013年から多文化家族支援センターを指定する権限が、市・道・区に移転された。そのため、現行のサービス施行においては、全権限を自治体が持つので、とくに民間支援団体は、支援内容ではなく自治体の評価を活動の目標とするようになってきている。これは上からの統括が容易になったことを示している。したがって、結婚移住女性のニーズを考慮するという現場からのフィードバックを取り込んだ体制の構築がより重要

なことを指摘する。

第3章では、都市と農村という地域による差異を具体的に検証するため、全羅南道の光州広域市（都市）と羅州（農村）を選定し、両地域における結婚移住女性の現況と、多文化家族支援政策の実態を検討している。

光州広域市は、韓国の6大広域市の一つで、人口146万人余の大都市である。人口も増加している。それに対して、羅州は行政区区分では、市である。しかし、市内部の地域区分は洞という都市地域を示す区分より、邑・面という非都市地域とみなされる区分が倍以上をしめ、都市的性格が弱い地域である。農業人口も多い地域でもある。羅州の人口は、前者とは逆に減少し続けている。

産業構造は、両地域が韓国の穀倉地域に属するため、さらに光州広域市は、1988年に農村地域を編入したため、広域市のなかでは第一次産業の比率が2.9%と、2012年では最も高くなっている。両地域ともに、営農における稲作の比率は全国平均を上回り、さらに商品作物の果樹栽培が盛んである。しかし、光州広域市は労働集約型ではない品種、羅州は労働集約型の品種と果樹の選択に違いがある。また、羅州では畜産も盛んである。

2011年から翌12年にかけて、光州広域市では、農家世帯の減少が続くが、羅州でも減少しているが漸減である。また、前者の多文化農家世帯は漸減しているが、後者のそれは農家世帯の減少と比べると大きく増加している。つまり、後者は国際結婚による女性を迎えることにより、不足する労働力を充足しているとみられる。

光州広域市における外国人登録人口は増加しているが、結婚移住者の比率は、2012年では外国人労働者、留学生に次いで3位（20%）である。それに対して、羅州では外国人労働者に次ぐ2位（24%）をしめている。絶対数では前者が後者をはるかに上回るが、両地域ともに韓国全体の傾向に沿って、結婚移住女性の数は減少傾向にある。彼女達は永住や帰化による韓国社会へ定着する資格を有している。ただ、居住地域の差異は前者が都市的生活に、後者は農村的な生活への適応となる。しかし、両地域での支援の違いについては、法的にはそれぞれ条例を定めているし、その内容も似通っていて目立ちにくい。両地域とも支援事業を民間支援団体に委託することや、それらの団体が支援事業を、質的成果ではなく、量的成果を中心においていることも同様である。行政側も担当職員を予算上で配分するので、支援対象や支援の必要性を考慮したものではない。委託事業の業務も、中央の支援プログラムや業務マニュアルに従ったものなので、地域の特性が活かされたものにはならない。光州広域市には、この状況を改善する動きが出てきたが、成果の判断についてはもっと先のことになる。

光州広域市の結婚移住女性の現状は、家事・育児を担う段階、羅州では家の継承のみならず、農業従事者としての役割をになう段階にあると分析している。

第4章では、調査結果から得た知見をもとにして、光州広域市と羅州における多文化支援サービスの違いを分析する。調査票は両地域ともに同数（140通）を配布しているが、回収率は光州広域市が92%に達するのに、羅州では84%に留まっている。差が出た理由とし

て、農村地域の羅州では、農業と家事・育児に繁忙、支援センターまでの距離が遠い、支援センターの数が少ないといった理由があげられている。

調査結果の特徴は、以下のようである。

出身国は光州広域市が中国・ベトナム・フィリピン・タイの順だが、羅州ではベトナム・中国・フィリピンの順となり、両地域は距離的にはそれほど離れてはいないのに、地域の特性の差と、国際結婚開始の時間差からか、出身国の構成に地域差がみられる。しかし、両地域ともに、結婚移住女性の母国での居住地域は、都市が農村・漁村を上回っている。また、両地域ともに移住女性の年齢が、全国平均よりも若い傾向がある。結婚持続期間も、全国平均より短い。両地域ともに国際結婚は、ほぼ同時期に増加している。子女数の比率は光州広域市は1人が最大値だが、羅州では1人と2人との差がほぼ同じであり、3人以上も光州広域市の倍あり、出生率の向上と東南アジア出身女性を結婚相手に選択したことが、符合している。結婚移住の理由では、中国出身者とベトナム出身者ともに、羅州の方が光州よりも経済的理由が多く、羅州ではベトナム出身の方が中国出身者よりもその理由が多くなっている。さらに、韓流ブームにより韓国男性のプラスイメージもそこに加わる。結婚の経緯は、羅州では仲介業者による結婚が多く、光州では知人の紹介が多い。恋愛を経緯にする場合については、光州が羅州を大きく引き離している。また、結婚までの期間は、中国女性はその期間が比較的長い、それ以外の国ではそれよりも短い期間で結婚に至っている。業者による結婚は手続き期間が、短くなる。夫妻ともに初婚が最大値だが、妻初婚を加えると両地域とも8割を超え、羅州の方が比率は高い。韓国における結婚に際しての女性観が表れているとみられる。

このような結婚の結果、形成される家族形態は、光州は核家族の比率が全国平均より高く、羅州では逆に低くなっている。その反対に、直系家族は光州が全国平均より低く、羅州は高い。また家事・育児への役割も地域に関係なく女性への期待が高い。地域の特性として、羅州は知人がいない比率が高く、地域住民からの差別意識も羅州の方が強く出ている。

現行支援サービスについては、羅州はそれを知らなかったり、利用されていないものが多い。支援サービスと受け手のニーズとの整合がうまく図られていない。訪問するサービス（韓国語、医療支援）の利用度は高い。家族問題は、羅州の方が相談される比率が高いが、同時に表に出ない傾向もある。経済的な支援は、光州は育児教育費用が最大で、就職関連教育費用、生活費補助の順だが、羅州では育児教育費用と生活費補助がほぼ同じで他を引き離している。両地域の生活の差が明瞭である。また、光州の中国人女性が支援を受ける比率が高く、羅州の中国人女性はそうではない。これは、朝鮮族か否かという違いがあり、言語の習得と関連する。居住期間が長い女性ほど、情報取得が多彩である。就労希望の職種も、出身国により希望職種に差がある。

これらの事実から、馬氏は現行支援サービスの改善について以下のような提言をしている。まず、地域別に明らかになったことは以下のとおりである。第一に、光州には朝鮮族

の中国人女性が多く、羅州にはベトナム出身女性が多い。したがって、言語支援の内容は、出身国別の文化や慣習を理解したうえでの内容の整備が必要。第二に、両地域ともに都市出身者が多い。第三に、両地域ともに20代前半の若い女性が多く、結婚持続期間も5年未満が多い。最近の国際結婚は、年齢が低く、出身国が多様化している。このことを踏まえた支援サービスの改善が必要。第四に、羅州のように子女数が多いところでの支援は育児支援や韓国社会に適応しないうちに出産や育児を負担しなければならないため、適切な言語教育の機会を提供することが必要。第五に、結婚前に母国での韓国語学習が効果的かは疑問である。そのため、結婚直後から教育水準、年齢を考慮した言語教育の強化が必要。

これらを受けて、支援サービスの改善点を二つ提言している。まず第一に、光州では現行の支援レベルよりもより充実した支援を求めているため、支援教育の質の向上が必要。羅州では、訪問指導講師による韓国語教育以外の他の支援ニーズを探ることが必要。第二に、支援情報へのアクセスや支援を受ける困難さが羅州では深刻なので、訪問指導講師の支援の拡大のほか、結婚移住女性のコミュニティ形成を促進することが必要。

終章では、研究のまとめと今後の展望がのべられる。

まず中央政府機関の実施する多文化支援政策の問題点が、三点あることを指摘する。(1) 支援執行の組織構成の問題、(2) 支援の基準が大都市におかれているので、居住地域の特性が考慮されていないため、農村地域には合わないサービス内容、(3) 受け手によって支援ニーズが異なることを看過、という点である。これらが支援政策の効果を減殺している。そのため、都市と農村の両地域で実証的な調査研究を行った結果、次のような知見を得ている。第一に、都市と農村という地域差と産業構造の相違が、結婚移住女性の役割を規定すること。第二に、自治体の支援策は画一的であり、地域的特性を考慮することはない。したがって、必要に即した支援内容を定める仕組みは存在しないこと。第三に、地域ごとに居住する移住女性の分布に差異があり、結婚の経緯、家族形態、結婚理由が地域によって異なっているため、女性の役割にも差があること。第四に、現行の支援サービスの満足度は、利用率と必ずしも一致していないこと。第五に、支援に関わる諸官庁間の支援の重複は整合的な支援の提供を妨げ、支援の効果を弱め、予算の浪費をもたらしていること、である。

光州広域市と羅州の調査結果を踏まえて、支援策の改善を次のように提言する。

第一に、光州での中国出身者への韓国語教育の必要度に応じた集団の区分化と必要度の高い集団への教育の強化。羅州での韓国語教育の強化と彼女達の地理的距離、教育水準、年齢に応じたグループを構成して単位ごとに訪問指導講師を派遣して支援内容の多様化を図る。第二に、就労支援の改善として、結婚移住女性を含む外国人専用の就労支援センターを設置し、多様な就活過程に対応できる体系的ネットワークシステムを設置する。第三に、韓国人を対象とする多文化理解教育の拡大と義務化。第四に、結婚移住女性に対する支援情報の獲得および公平性の考慮。第五に、支援体制の組織構成は、地域における多文化家族支援政策の執行において随意の決定権の拡大と資金における権限の自律化。第六に、

結婚移住女性のデータベースの構築。第七に、農村地域での行政単位から外れるより小さな地域社会である統・里・班という単位を活用した支援体制の構築。地域住民の先入観や差別意識の解消につながる期待。

これらの改善を進めることにより、結婚移住女性が地域社会の構成員としての役割が期待できる。この問題は、結婚移住女性の子女への差別意識にもかかわる問題であるが、具体的な検討は今後の課題として認識されている。

#### <論文審査の結果の要旨>

馬兪貞氏の課程博士学位請求論文は、21世紀に入って急増した韓国の国際結婚で結婚移住してきた女性の形成する多文化家族の抱える問題や支援政策の実情および改善点を、地域に入って三つの調査手法により、実態を把握し改善法を提示する労作である。公開審査を含む審査過程で明らかになった特徴点および独創性は以下の通りである。

#### <論文の特徴および独創性>

(1) 本論文のテーマは現在進行中の社会現象であるが、それが出現する社会的な背景が幅広く議論の俎上にのせられているので、国際結婚が増加するに至るプロセスが正確に捉えられている。したがって、取り上げる対象が現在進行中の事象であっても、それを分析するための手法を確立している。

(2) 結婚移住女性を支援するために政府が成立させた多文化家族支援法による実施実態は、三年に一度の社会科学分野の諸科学による政府からの委託研究で分析されるが、全国一律の基準で運営される法律を実施機関である多文化家族支援センターの担当地域において実態調査するといういわば上からの調査という制約がある。しかし、馬氏の実態調査は、地域を区分し、調査票、参与観察、インタビューという調査手法を駆使して、より細やかに対象者に直接接触して、生のデータを集積するという信頼性の高い実証研究である。さらに付け加えると、馬氏が女性であるため、対象者により直接的にアプローチしやすいという利点もある。

(3) 結婚移住女性に対する先行研究は、支援の受益者に必要か否かを判断するための地域や彼女らの諸特性を考慮して行われていないため、支援政策を複合的に分析して支援内容を検討するという視角を軽視している。そのため、居住地域という広い括りのみで結婚移住女性を分析の対象にしている。馬氏は、地域や移住女性の諸特性に焦点を当てて、相互に関連させるなど、より細かな分析をおこなっている。

(4) 多文化家族支援法の対象は結婚移住女性や彼女らが形成した多文化家族になるが、馬氏は韓国人に対しても同時に多文化教育の必要性を強調する。家族問題出現の原因には、韓国人側の異文化理解の不十分さに根をもつものがみられるため、同化を中心とした韓国人の見方を積極的に改善したいという意図が明らかに出ている。



(5) もっとも独創的なのは、地域を都市と農村に区分し、そこで統一した調査票を同数(140通)配布した調査であろう。回収率は都市(92%)、農村(84%)という差があるが、この差も地域による移住女性のおかれている環境の違いを表している。そこに、参与観察やインタビューという調査手法を絡ませて、調査対象を具体的に分析する姿勢は、両調査地の距離が比較的近いという利点はあっても、一人で長期にわたって調査を実施したということが、経験からもいかに大変か想像がつく。

#### <公開審査における質疑応答>

審査委員から、実地調査による地域差、都市・農村はよく区分されているというコメントとともに、以下の5点の質問が出された。

- (1) 女性の移民全般の位置づけについて、結婚移住はその一部だが、どのように考えるのか。
- (2) 移民の女性化、労働者化の流れをどう踏まえているのか。
- (3) 夫の家事・育児参加は出身国により、評価基準は異なるのではないか。
- (4) 李政権から朴政権に代わり、問題の背景が変化していないのか。
- (5) この問題を韓国におけるフェミニズム全体の中でどう捉えるのか。

これを受けて馬氏の回答は以下の通り。

- (1) 韓国では結婚移住以前は、移民研究はほとんどなかった。結婚移住女性研究が始まることで、外国人労働者研究が触発されている。
- (2) 韓国では移民の受け入れを認めていない。
- (3) アンケート調査の「その他」の欄に記入させた。調査結果の分析の際に、出身国・地域とクロスしたが、有意差がなかったので、区別した表にはしていない。
- (4) 自分なりの改善方法を考えたが、多文化家族支援法の改善の中そのことが良い方向で法律化された。

(5) 夫からのDVをみて、民間の支援団体が動いた。多文化家族支援法への動きとなった。次に韓国家族を研究する審査委員からは、グローバル化を踏まえて移民の女性化の視点から捉える必要があるが、この研究は地域の実情に即してのケース研究になっているとのコメントをされ、以下の5点の質問が出された。

- (1) 韓国社会の地域差をどう捉えるのか。
- (2) 家族や親族との関わりをどう考えるのか。
- (3) 移住女性のストレスは。
- (4) 男女共同参画を踏まえて、子育て支援の発展は。
- (5) 多文化家族の子ども観は。韓国人化かグローバル化か。ラディカルに社会を担う存在になりうるか。

これに対する馬氏の回答は以下の通り。

- (1) 現在はかつてのような慶尚道対全羅道というような対立はみられず、地域感情は薄れ

ている。地域差—都市か農村かに残る。

- (2) 祖先祭祀は農村に残存し、嫁の仕事となっている。90年代後半以降、離婚再婚の増加により、変化がゆっくり進んでいる。
- (3) 斡旋業者による結婚では、言語習得を抑制した。逃げないために。ネットワークを作りにくいという問題がある。
- (4) ここ数年来保育の無償化をめざす動きがあるが、多文化家族の支援にもこれが含まれる。しかし、特別化はしていない。むしろ情報へのアクセスが弱いので、効果はない。
- (5) 移住女性やその子供、結婚に伴っての連れ子への差別意識が存在しているので、まずはこの意識を改めるべき。

関連して、審査委員からは韓国農村によくみられる、子どもが学齢期になると農村から都市へ親子が教育移住を行うケースがよくみられるが、将来ここではどうなると予想するかと質問した。それに対して、馬氏は家族は都市に出ずに子どものみを都市に出すのではないかと答えた。

審査委員は、理論的 Implication は弱いですが、歴史的展開の中で、今の韓国の国際結婚をどう認識するのかという問題意識を持ち、産業構造との関連で地域における国際移住女性を実証的に考察したフィールド調査としての意義は大きい。他の地域との比較研究を期待すると総括した。

#### <論文審査結果の要旨>

2013年12月17日(火)第17回 国際関係研究科委員会の審査に加え、2014年1月16日(木)12時30分より14時00分まで、恒心館第735号教室において公開審査会を実施し、本人からの報告をもとに、上記のような忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。公開審査会の質疑応答を通じて、なお発展させるべき論点は残されているものの、審査会で指摘された諸点はいずれも今後の研究過程で克服できると認められることから、馬兪貞氏が課程博士学位に相応しい能力を有することを確認した。その結果を踏まえ審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するに相応しいとの結論に達した。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

審査委員会は、学位申請者が本学学位規定第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、十分な学識を有し、博士学位に相応しい学力を有していることから語学能力も十分に有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、学位申請者に対し本学学位規定第18条第1項に基づいて、「博士(国際関係学立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断する。